

道州制基本法案（骨子案）への意見

平成 25 年 7 月 8 日
長野県知事 阿部 守一

1 「道州制ありき」の基本法案には反対

道州制を導入する目的や具体的な制度設計が不明確なまま、「道州制ありき」で手続き的な義務を課す基本法案には反対する。

「なぜ、現行の都道府県制では駄目で道州制が必要なのか」という「そもそも」の議論から始めるべきであり、国や地方が抱える課題について、現行の国の統治構造や地方制度のどこに課題があるのか、「国と地方の協議の場」等において十分な議論を行うことが出発点だと考える。

2 まず国のあり方を明確にすべき

道州制は、現在の統治構造を変えようというものであるが、基本法案においては、都道府県に代えて道州を設置することだけが明確であり、国の行政機関の再編・統廃合については全く触れられていない。

まず、議論の出発点として、国の役割や目指す国家像について明らかにしたうえで、国の権限や税財源をどの程度地方に移譲するのか、国の行政機関をどのように整理合理化するのか、資産及び債務をどのように扱うのか明確にすべきである。

また、道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の立法権限の拡大、強化を図るとしているが、国会の立法権を大幅に縮小することになることから、立法府のあり方の見直しについても議論が必要である。

3 地方分権改革を徹底すべき

最近の社会情勢の変化に伴う現行の都道府県制のままでは対応できない課題、あるいは首都圏や関西圏等の大都市部における「現行の自治体の枠組みが狭すぎる」ことに起因する問題に対しては、関係する都道府県の広域連携や合併、大都市制度の改革、地方分権の更なる推進で十分対応が可能であり、「道州制の導入」がこうした問題への唯一最善の選択肢であるかのような考え方は疑問である。

地方自治を強化するためには、実像がはっきりしない道州制に取り組むよりも、まずは、国と地方の役割分担の改革や税財政制度の抜本的見直しなど現行制度の中でも取り組むことが可能な地方分権改革を徹底的に推進するべきである。

4 地方分権に逆行する市町村の強制合併

道州制が導入されると、現在の都道府県の事務を大幅に移譲される市町村は、受け皿としての規模と機能を備えた「基礎自治体」へ再編されることから、小規模な市町村は要件を満たすまで強制的な合併を余儀なくされるのではないか。

このような手法は、地方分権の推進とは全く異なるものであり、そうして生み出される市町村は住民自治が機能しない地方公共団体になってしまう恐れがある。

5 道州制の姿についての国民的議論を十分にすべき

道州制における国と地方の姿、メリット・デメリット等について、国や地方のみならず、国民各層も明確なイメージを持つことができなければ、導入の必要性について判断できないのではないか。

特に、長年存続した都道府県を廃止して道州を設置することは、ナショナル・ミニマムの縮小、地域間格差の拡大など国民生活に大きな影響を及ぼす懸念もある。道州制の導入には、そのような影響を国民全体がある程度許容するという前提が必要であり、軽々に導入ありきで議論を進めるべきではない。